

議案第80号

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

新居浜市事務分掌条例（平成14年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条市民部の項に次の3号を加え、同項を同条市民環境部の項とする。

（13）環境保全に関する事項

（14）廃棄物に関する事項

（15）環境衛生に関する事項

第1条環境部の項を削り、同条建設部の項に次の1号を加える。

（8）河川及び水路に関する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（新居浜市住居表示整備審議会条例の一部改正）

2 新居浜市住居表示整備審議会条例（昭和37年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市民部」を「市民環境部」に改める。

提案理由

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や多様化する市民要望に即応した効率的な行政組織を編成するため、本案を提出する。